

## 宝塚市物価高騰等対応小規模事業者等応援一時支援金給付要綱

### (通則)

第1条 宝塚市物価高騰等対応小規模事業者等応援一時支援金（以下「支援金」という。）の給付に関しては、補助金等の取扱いに関する規則（平成元年規則第19号）の定めるところによるほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

### (目的)

第2条 この支援金は、長期化する新型コロナウイルス感染症拡大の影響の中、原油価格高騰及び物価高騰に伴う各種原材料費の上昇に直面し、経営に影響を及ぼしている市内小規模事業者等の事業継続支援を目的とする。

### (事務局の設置)

第3条 宝塚市は、前条の目的を達成するため、宝塚市物価高騰等対応小規模事業者等応援一時支援金事務局（以下、「事務局」という。）を設置し、給付に必要な事務等を事務局が行う。

### (給付対象者)

第4条 支援金の給付の申請を行うことができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者で、原則、令和3年3月1日時点において、宝塚市内において本店又は主たる事務所、営業所、店舗等を設置している中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小事業者のうち、別表第1左欄に掲げる業種の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める従業員数の規模に該当する者又は、主たる収入を雑所得もしくは雇用契約によらない給与所得で申告している者は、原則、令和3年3月1日時点において、宝塚市内に住民登録を有する者。

ただし、別表第2に定める令和4年度の本市支援事業と同時に申請することは不可とする。

(1) 原油価格高騰や物価高騰に伴う各種原材料費の上昇に直面し、経営に影響を受けたことにより、令和3年11月から令和4年3月までのいずれか任意の1月に係る月間事業収入が、平成30年11月から令和3年3月までの任意の同月と比較して、10%以上30%未満の範囲で減少したこと。ただし、令和3年3月2日以降に開業した者又は宝塚市内に住民登録を有する者については、令和3年3月から令和4年9月までの任意の1月に係る月間事業収入が、当該任意月の直近3ヵ月の平均事業収入と比較して10%以上30%未満の範囲で減少していることとする。

(2) 令和4年1月から6月までの任意の月と、令和3年1月から6月までの同月について、光熱費や原材料費等を比較し原油価格や各種原材料価格高騰が経営に影響を及ぼしていることが確認できること。ただし、令和3年3月2日以降に開業した者又は宝塚市内に住民登録を有する者については、令和4年3月から9月までの任意の月と、令和3年3月から9月までの同月について、光熱費や原材料費等を比較し原油価格や各種原材料価格高騰が経営に影響を及ぼしていることが確認できること。

(3) 国の実施する事業復活支援金を受給していないこと。

(4) 本支援金給付後も、事業を継続する意思があること。

(給付額)

第5条 支援金の給付額は、一の申請者につき100,000円とする。この場合において、一の申請者が異なる屋号等を用いて複数の事業を行っているときであっても、一度限りの給付とする。

(給付申請)

第6条 申請者は、別に市長が定める期間内に、宝塚市物価高騰等対応小規模事業者等応援一時支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)及び宝塚市物価高騰等対応小規模事業者等応援一時支援金光熱費・原材料費等に係る費用比較書(様式第2号)に別表第3に定める証拠書類を添えて、提出しなければならない。

(宣誓及び同意事項)

第7条 申請者は、次の第1号から第4号までのいずれにも宣誓し、次の第5号から第9号までのいずれにも同意した者でなければ、支援金を給付しないものとする。また、申請者が虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合、市長は当該申請者について支援金を給付しないこと(以下、「不給付」という。)を決定でき、また申請者が既に支援金の給付を受けていた場合は、速やかに支援金を返還するよう求めることができる。

(1) 申請者は、支援金の申請において、第4条の各種要件を満たしており、様式第1号の記載内容、様式第2号の記載内容及び別表第2に定める証拠書類に虚偽のないこと。

(2) 申請者または使用人、その他従業員もしくは構成員等が宝塚市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員並びに同3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(3) 公序良俗に反する事業を営んでいないこと。

(4) 支援金の給付を受けた後にも事業を継続する意思があること。

- (5) 国の実施する事業復活支援金を受給した又は受給する予定がある場合は、本市の支援金の受給資格がないことに同意し、既に受給していた場合には速やかに返還すること。
- (6) 別表第2に掲げるものとの併給は不可とし、受給した場合又は受給する予定がある場合は、本市の支援金の受給資格がないことに同意し、既に受給していた場合には速やかに返還すること。
- (7) 当申請内容に虚偽が判明した場合は、速やかに支援金を返還すること。
- (8) 当申請について検査・報告の求めがあった場合は、これに応じることとし、給付を受けた後も同様とすること。
- (9) 当申請で得た情報を市が商工振興施策などの検討に使用すること。

(審査)

第8条 事務局は、申請者により提出された基本情報等に基づいて申請内容の適格性等について審査し、給付要件を満たすことが確認できた場合は、次条に基づき、支援金の給付に係る手続きを行う。ただし、事務局は、申請者の申請が給付要件を満たさないおそれがある場合は、次の各号の対応を行う。なお、次の各号の対応を行う場合は、審査に時間を要する可能性があり、その他の場合に比べて給付までに時間を要する場合があるものとする。

- (1) 事務局は、申請者に対して、給付要件を満たすことが確認できる基本情報等の提出の依頼（以下「不備修正依頼」という。）を行う。申請者は、不備修正依頼を受け次第、給付要件を満たすことができる基本情報等を速やかに事務局に提出する等の対応（以下「不備修正」という。）を行う。
- (2) 事務局は、申請者から提出された基本情報等が外形的に本要綱に定める内容を満たしたとしても、給付要件を満たさないおそれがあると認める場合には、申請者に対して、事務局が必要と認める書類（以下「追加証憑」という。）を速やかに提出することの依頼（以下「追加証憑提出依頼」という。）を行うことができる。申請者は、追加証憑提出依頼を受け次第、給付要件を満たすことが確認できる追加証憑を速やかに事務局に提出する等の対応を行う。
- (3) 事務局は、申請者の申請が給付要件を明らかに満たさないと認める場合には、前2号にかかわらず、不備修正依頼又は追加証憑提出依頼を行うことなく、申請者に対して、期限を定めて、申請の取下げを依頼し、又は次条に基づき不給付を決定することができる。

- (4) 事務局は、不備修正依頼又は追加証憑提出依頼を行ったにもかかわらず、申請者による速やかな不備修正又は追加証憑提出が行われなかった場合には、申請者に対して、期限を定めた不備修正依頼又は追加証憑提出依頼を行うことができる。事務局は、期限内に申請者から給付要件を満たすことが確認できず、基本情報等又は追加証憑が提出されなかった場合には、次条に基づき、不給付の決定及び通知を行うことができる。

(給付決定)

第9条 支援金は、宝塚市の予算額の範囲内に限り、申請者からの申請について、市長が事務局の審査を通じて給付要件を満たすと確認した時点で成立し、市長が給付額を決定（以下「給付決定」という。）する。

2 支援金の給付は、次の各号により行う。

- (1) 事務局は、申請者により提出された基本情報等をもとに申請内容の適格性等について審査を行い、審査結果を宝塚市へ提出する。
- (2) 市長は前号に規定する事務局からの報告を受け、一時支援金を交付することが適当であると認めた場合は、宝塚市物価高騰等対応小規模事業者等応援一時支援金給付決定兼確定通知書（様式第3号）により申請者に対して通知し、速やかに申請者が指定する金融機関の預金口座に支援金を振り込むこととする。また、不適当と認めた場合には、宝塚市物価高騰等対応小規模事業者等応援一時支援金不給付決定通知書（様式第4号）により、申請者に対し通知するものとする。

(給付決定の取消)

第10条 市長は、前項の規定による給付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な行為等により支援金を受けたとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を支援金給付決定取消通知書（様式第5号）により当該取消しの対象者に通知するものとする。

3 支援金は、事務局の審査を経て市長が給付を決定するものであり、原則として民法（明治29年法律第89号）が適用され、贈与契約の解除及び給付決定の取消しについては、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）上の不服申立ての対象とならない。

(支援金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定による取消しを決定した場合において、当該決定の日の翌日から15日以内の期間を定めて、支援金の返還を命ずることができる。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第4条関係）

業種	常時雇用する従業員数(※)
ア 商業（卸売業・小売業・飲食業）	5人以下
イ サービス業	5人以下
（うち、宿泊業・娯楽業・旅行業）	20人以下
ウ ア、イを除くその他全業種	20人以下

(※) 従業員数とは、正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、期間の定めなく（雇用契約期間が反復更新される場合を含む。）雇用されている者の人数をいう。

別表第2（第4条関係）

(1) 市立保育所助成金
(2) 指定保育所助成金
(3) 認定こども園等助成金
(4) 民間老人福祉施設整備助成事業
(5) 民間障害（がい）者福祉事業
(6) 民間放課後児童クラブ運営支援事業
(7) バス交通対策事業
(8) タクシー対策事業

別表第3（第6条関係）

申請者が法人である場合	<p>(1) 令和3年11月から令和4年3月までの月別の売上に関する書類(※1)  ※令和3年3月2日以降に開業した事業者については、令和3年3月から令和4年9月までの任意の1月に係る売上に関する書類(※1)、及び当該任意月の直近3ヵ月の売上に関する書類(※1)</p> <p>(2) 平成30年から令和3年までの任意年度の法人税確定申告書類の写し等（法人事業概況説明書、決算書、法人税申告書別表1-1を含み、收受印日付があるもの（e-Taxの場合にあつては、受付日付の印字又は受信通知画像の添付があるもの）をいう。）</p> <p>(3) 履歴事項全部証明書の写し（商業・法人登記）</p>
-------------	--

	<p>(4) 申請者名義の振込先金融機関の通帳等の写し (※2)</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p>
申請者が個人事業主である場合	<p>(1) 令和3年11月から令和4年3月までの月別の売上に関する書類 (※1)  ※令和3年3月2日以降に開業した事業者については、令和3年3月から令和4年9月までの任意の1月に係る売上に関する書類 (※1)、及び当該任意月の直近3ヵ月の売上に関する書類 (※1)</p> <p>(2) 平成30年から令和3年までの任意年度の所得税確定申告書類の写し等(確定申告書第1表を含み(青色申告の場合にあつては、青色申告決算書(2ページ目を含む)、白色申告の場合にあつては収支内訳書を含む。)、收受印日付があるもの(e-Taxの場合にあつては、受付日付の印字又は受信通知画像の添付があるもの)をいう。</p> <p>(3) 事業所の所在地を示す書類(開業届の写し、屋号が確認できる事業所又は店舗の外観写真等の資料をいう。)</p> <p>(4) 申請者名義の振込先金融機関の通帳等の写し (※2)</p> <p>(5) 本人確認書類 (※3)</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p>
申請者がフリーランスである場合	<p>(1) 令和3年11月から令和4年3月までの月別の売上に関する書類 (※1)  ※令和3年3月2日以降に開業した事業者については、令和3年3月から令和4年9月までの任意の1月に係る売上に関する書類 (※1)、及び当該任意月の直近3ヵ月の売上に関する書類 (※1)</p> <p>(2) 平成30年から令和3年までの任意年度の所得税確定申告書類の写し等(確定申告書第1表を含み(青色申告の場合にあつては、青色申告決算書(2ページ目を含む)、白色申告の場合にあつては収支内訳書を含む。)、收受印日付があるもの(e-Taxの場合にあつては、受付日付の印字又は受信通知画像の添付があるもの)をいう。</p> <p>(3) 業務委託契約のわかる書類(業務委託契約書等又は業務委託契約等、契約相手方発行の支払調書又は契約相手方の署名のある支払明細書、源泉徴収票、報酬等の支払いが確認できる通帳の写しのいずれか2点)</p> <p>※主たる収入を雑所得又は雇用契約によらない給与所得で申告している者</p>

	(4) 申請者名義の振込先金融機関の通帳等の写し (※2)
	(5) 本人確認書類 (※3)
	(6) その他市長が必要と認める書類

(※1) 売上に関する書類とは、申請者が利用する経理ソフトから抽出したデータ、売上台帳又は試算表帳簿の写し等の資料をいう。

(※2) 通帳等の写しとは、金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるものをいう。

(※3) 本人確認書類とは、運転免許証(両面)の写し、個人番号カード(表面)の写し、写真付きの住民基本台帳カード(表面)の写し等顔写真付きのものをいう。